



# 佐賀県公報

平成16年  
6月21日  
(月曜日) 外  
号

## 目次

### 選挙管理委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 参議院佐賀県選出議員選挙において選挙長が事務を行う場所 (告示・一二一) 一

- 公職選挙法に基づく選挙人名簿の被登録資格の決定の基準日、登録を行う日及び総覧に供する日

- (一) (二) (三) 一

### ○選挙管理委員会事項

#### ●佐賀県選挙管理委員会告示第二十二号

平成十六年七月十一日執行予定の参議院議員通常選挙の佐賀県選出議員選挙において、選挙長が事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十六年六月二十一日

#### 佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 六月二十四日 佐賀県庁(正庁)  
二 六月二十五日以後 佐賀県府(選挙管理委員会事務局)

#### ●佐賀県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第二項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を総覧に供する日を次のとおり定める。

平成十六年六月二十一日

#### 佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 被登録資格の決定の基準となる日  
平成十六年六月二十三日。ただし、年齢については、平成十六年七月十一日

二 登録を行う日  
平成十六年六月二十三日

三 総覧に供する日  
平成十六年六月二十四日

申購  
込先  
料

一か年二八、八〇〇円(送料共  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年六月二十一日印  
発行者 佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日  
西 部 印 刷 企 画 (株) 日